

一般会計予算決算常任委員会

新型コロナウイルス感染症対策分科会 審査日程

日 時 令和2年10月22日(木)
総務文教分科会・産業建設分科会終了後
場 所 大会議室

審査内容

1 議案第101号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第13回)について

(1) 歳出に係る説明

- 4-1-8 環境課
- 10-2-4、10-3-4 学校教育課

(2) 歳出に係る質疑

山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店応援制度（案） について

1 目的

本市の飲食店等での新型コロナウイルスの感染防止を図るためには、感染防止対策の徹底が重要であることから、店舗で実施すべき感染防止対策を周知するとともに、感染防止対策に取り組む店舗を広く紹介し、信頼の確保及び飲食店等の事業を継続できる環境づくりを推進する。

2 事業対象者

(1) 飲食業を営む店舗

※10/20現在の登録状況

宣言店舗数 51件 小野田地区30件（うち日の出地区23件）
山陽地区 21件

(2) 不特定多数の顧客に対し対面販売又は対面サービスを行う飲食業以外の店舗等

3 事業内容

別記山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策業種別取組チェックシート（以下「チェックシート」という。）に該当する業種の感染防止対策に取り組む店舗を取組宣言店舗として登録する。

(1) 飲食業を営む店舗

宣言書の内容を確認し、適当と認めるときは、宣言者を取組宣言店舗とし、市HPに掲載するとともに、スマイルステッカー（飲食店用）及びポスターを交付する。この場合において、チェックシートのオプション項目を満たす基準により、次のとおりスマイルステッカー（追加分）及びオプション用ポスターを交付する。

基準	スマイルステッカー（追加分）
オプション項目の1つ以上に取り組むことを宣言する取組宣言店舗	1枚
オプション項目の3つ以上に取り組むことを宣言する取組宣言店舗	2枚

(2) 不特定多数の顧客に対し対面販売又は対面サービスを行う飲食業以外の店舗等

宣言書の内容を適当と認めるときは、宣言者を取組宣言店舗とし、市HPに掲載するとともに、スマイルステッカー（飲食店以外用）を交付する。

4 登録方法等

(1) 申請

取組宣言店舗の登録を受けようとする者（以下「宣言者」という。）は、各業種に該当する山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言書を持参、郵送、メール又はFAXにより、次の場所のいずれかに提出する。

ア 山陽小野田市市民部環境課

イ 小野田商工会議所

ウ 山陽商工会議所

(2) 確認及び登録

ア 飲食業を営む店舗

宣言書の提出を受けた場合は、その内容を感染防止対策に取り組む店舗で確認し、適当と認めるときは取組宣言店舗として登録する。

イ 不特定多数の顧客に対し対面販売又は対面サービスを行う飲食業以外の店舗等

宣言書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、取組宣言店舗として登録する。

(3) 変更

宣言書の内容に変更が生じたときは、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言変更届を提出する。

(4) 廃止

店舗を廃止する場合又はチェックシートの項目のいずれかを満たすことができなくなった場合は、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言廃止届にステッカーを添付して提出する。

(5) 取消

宣言書に虚偽の内容を記載した場合その他不適当な行為をした場合等、感染防止対策が適当でないと認めるときは、その登録を取り消し、スマイルステッカー及びポスターを回収することができる。

(6) 再交付

スマイルステッカー又はポスターを破損し、紛失し、若しくは汚損した場合には、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止取組宣言ステッカー等再交付申請書を提出する。

5 その他

取組状況の調査等、市長が実施する調査に協力しなければならない。

新型コロナウイルス感染防止対策費助成金事業（案）について

1 目的

本市飲食店等での市民の新型コロナウイルス感染防止を図るためには、感染対策の徹底が重要であることから、事業者向けに店舗等で実施すべき感染防止対策費を助成し、お客様の信頼確保と飲食店等の事業継続の環境づくりを推進する。

2 助成金支給対象者

感染防止対策を目的に、備品等の設置を行う以下の店舗等の所有者

・飲食店

※対象数：413件（飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可の取得事業者）

・不特定多数の顧客に対し対面販売又は対面サービスを行う店舗等

※対象数：1,074件

以下の（1）～（3）は必須要件とする。

- （1）申請時点においてすでに事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- （2）不特定多数の顧客に対し、対面販売又は対面サービスを行う店舗や事業所を市内に有していること。
- （3）申請する店舗や事業所を山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店応援制度に登録する、もしくは既に登録していること。
ただし、以下の（4）～（10）のいずれかに該当する場合は対象外とする。
- （4）法人税法別表第一に規定する公共法人
- （5）公序良俗に反する事業を行っている者
- （6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- （7）政治団体
- （8）宗教上の組織もしくは団体
- （9）法人にあつては山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、個人にあつては同号の暴力団員
- （10）医療、福祉、交通事業等、国又は県の同一目的の助成制度がある業種

3 助成金額等

- （1）助成率 9/10
- （2）助成金額等

・飲食店 1店舗あたり上限 **90,000 円**
(助成対象経費：100,000 円まで)

・飲食店以外 1店舗あたり上限 **45,000 円**
(助成対象経費：50,000 円まで)

※千円未満の端数金額は切り捨て

(3) 予算見込額

- ・(飲食店) 90,000 円×対象店舗数 413 件＝37,170,000 円…①
- ・(飲食店以外) 45,000 円×対象店舗数 1,074 件＝48,330,000 円…②

①+② 85,500 千円

4 助成対象について

(1) 助成対象経費

安全宣言の取組項目を達成するために必要な物品や機器の購入費（仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、ショーケース、シート、フィルム、非接触型体温計等）

※設置費用、自作する場合に必要な材料費は可とする。

(2) 対象経費に関する留意事項

- ・マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液等の消耗品は対象外
- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日に支払った経費を対象とする。
- ・助成金の申請は1店舗につき1回のみ
- ・金融機関などへの振込手数料（代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等含む）は助成対象外とする。
- ・国、県等の実施する同一内容の助成金を活用している経費については助成対象外とする。

5 申請期間

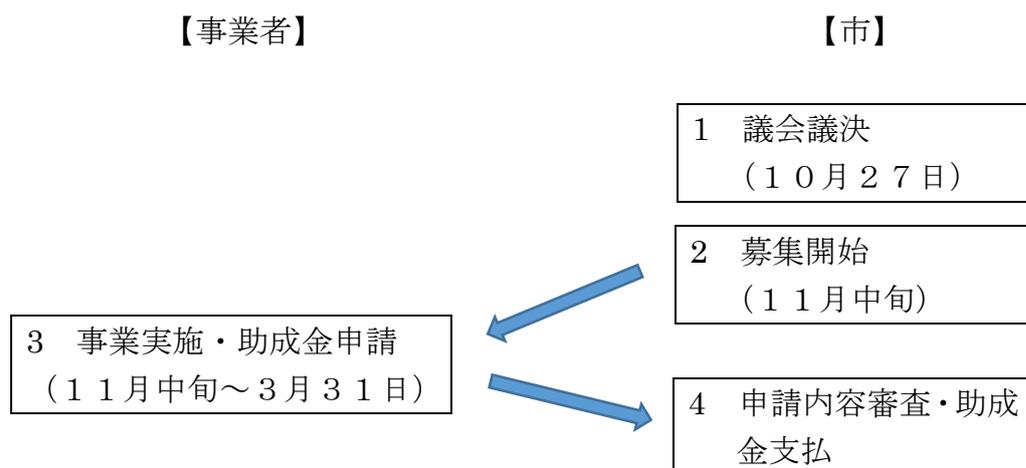
令和2年11月中旬～令和3年3月31日

6 申請方法及び基準

(1) 店舗からの提出書類

- ・(飲食店の場合) 営業許可証の写し
- ・(飲食店以外) 営業活動を証する書類のいずれか1点
営業許可証、直近の確定申告の写し(税務署の收受印が押印されたもの)、履歴事項全部証明書(申請日より3ヵ月以内に発行されたもの)等
- ・領収書の写し
※支払日、宛名、金額(税別)、購入内容が分かるもの。領収書がない場合レシート等も可とするが、日付や購入内容が分かるものとする。
- ・口座振込依頼書及び振込先口座の通帳の写し
- ・(個人事業主の場合) 本人確認書類として以下のいずれかとする。
運転免許証等の顔写真付き官公署発行の身分証明書のいずれか1点
- ・成果写真(購入備品自体及び店内の設置場所が確認できるものとする)

7 スケジュール



○令和2年度 小学校 修学旅行のキャンセル料等の一覧

(単位：円)

学校名	期日	行き先	児童数 / 教職員数		単価	小計	各学校の総額	備考	
小学校	高千帆小	9/17~18	県内	児童	98	770	75,460	75,460	
	合計			児童 (実人数)	98		75,460	75,460	

↓

要求額	76,000 円
-----	----------

○令和2年度 中学校 修学旅行のキャンセル料等の一覧

(単位：円)

学校名	期日	行き先	生徒数 / 教職員数		単価	小計	各学校の総額	備考	
中学校	高千帆中	5/22~5/24	関西	生徒	154	2,090	321,860	699,331	
		9/16~18	九州	生徒	153	2,391	365,823		
	教職員			8	1,456	11,648			
	小野田中	9/9~11	九州	生徒	96	2,430	233,280	242,196	
				教職員	6	1,486	8,916		
	竜王中 (松原分校含む)	9/23~25	九州	生徒	80	2,405	192,400	202,431	
				教職員	7	1,433	10,031		
	厚狭中	9/25~27	九州	生徒	122	2,355	287,310	297,012	
				教職員	7	1,386	9,702		
	埴生中	9/23~25	九州	生徒	33	2,323	76,659	80,754	
				教職員	3	1,365	4,095		
	厚陽中	9/16~17	九州	生徒	14	1,968	27,552	30,357	
				教職員	3	935	2,805		
	合計			生徒 (実人数)	499		1,504,884	1,552,081	
教職員 (実人数)				34		47,197			

↓

要求額	1,553,000 円
-----	-------------

(補足説明)

教職員の修学旅行引率にかかる交通費、宿泊費のキャンセル料は県負担。
よって、旅費(県負担分)として支給できない企画料のみ計上。